



**必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も**

**京都府最低賃金は平成30年10月1日から**

**時間額 882 円 (26円引上げ)**

### ①最低賃金制度とは？

京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、セーフティネットとして、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。

なお、特定の産業については、京都府最低賃金より高い金額で、特定（産業別）最低賃金が定められている場合がありますので、当局HPをご確認下さい。

### ②使用者が最低賃金を支払っていない場合にはどうなるの？

使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。（最低賃金法第40条）

なお、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

### ③最低賃金から除外される賃金はあるの？

最低賃金には、次の賃金は算入されません

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③時間外・休日及び深夜手当（深夜割増賃金など）
- ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

### ④最低賃金の周知義務はあるの？

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。（最低賃金法第8条）

## 最低賃金との比較方法

- ① 時間給制の場合 時間給  $\geq$  最低賃金額
- ② 日給制の場合 日給額  $\div$  1日の平均所定労働時間(時間額に換算)  $\geq$  最低賃金額
- ③ 月給制の場合 月給額  $\div$  1か月の平均所定労働時間(時間額に換算)  $\geq$  最低賃金額
- ④ 出来高払制その他の請負制によって、定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額  $\div$  当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数  $\geq$  最低賃金額

## 月給制の場合の換算例

【例】年間所定労働日数 252日、所定労働時間 毎日8時間、月給148,000円の方の場合

③の計算式にあてはめると、年平均1か月所定時間数は

8時間  $\times$  252日  $\div$  12か月 = 168時間 ですから

月給148,000円  $\div$  168時間 = 880.95...円  $<$  882円

したがってこの場合は、京都府最低賃金額を下回り、**最低賃金法に違反**しています。

**最低賃金額以上の賃金を支払ってもらえない等のご相談は事業所を管轄する労働基準監督署までお願いします。**

京都上	労働基準監督署	TEL 075-462-5112
京都下	労働基準監督署	TEL 075-254-3196
京都南	労働基準監督署	TEL 075-601-8322
福知山	労働基準監督署	TEL 0773-22-2181
舞鶴	労働基準監督署	TEL 0773-75-0680
丹後	労働基準監督署	TEL 0772-62-1214
園部	労働基準監督署	TEL 0771-62-0567

最低賃金制度の詳細は厚生労働省ホームページでご確認下さい。

【厚生労働省ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/>

【最低賃金に関する特設サイト 必ずチェック 最低賃金 使用者も労働者も。】

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



【お問い合わせ】

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL 075-241-3215

# 京都府最低賃金は 平成30年10月1日から



**時間額**

# 882

**円**

- 京都府最低賃金は、府内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- 年齢、性別、雇用形態（常用・臨時・パート・アルバイト等）、支払い形態（月給・日給・時間給）の別を問いません。
- 最低賃金には次の賃金は算入されません。
  - ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - ②時間外・休日及び深夜割増賃金
  - ③臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

詳しくは、京都労働局労働基準部賃金室（電話075-241-3215）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

